

国立大学法人東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所教授会規程

〔昭和43年6月12日〕
〔制 定〕

改正 平成12年5月17日 平成14年5月16日
平成16年10月14日規則第206号 平成18年11月9日規則第61号
平成19年3月8日規則第12号 平成27年3月27日アジア・アフリカ言語文化研究所規則第16号
令和5年1月19日アジア・アフリカ言語文化研究所規則第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学組織規則第18条第3項の規定に基づき、アジア・アフリカ言語文化研究所（以下「研究所」という。）教授会（以下「教授会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(構成)

第2条 教授会は、研究所の教授及び准教授をもって組織する。

(意見を述べ又は審議する事項)

第3条 教授会は、教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認めるものについて、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

2 教授会は、前項に定めるもののほか、学長及び所長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長等の求めに応じ又は学長等に意見を述べることができる。

(会議)

第4条 教授会は、所長が招集し、その議長となる。

2 所長に事故あるときは、副所長が議長となる。

(定足数)

第5条 教授会の定足数は、構成員の3分の2とする。

2 前項の定足数の算出においては、次の各号に掲げる者を除く。

- (1) 国外において出張又は研修中の者
- (2) 30日以上にわたって病氣療養中の者
- (3) 休職中の者

(教授会の運営)

第6条 教授会の議決は、出席者の過半数をもって行う。

2 可否同数の場合は、議長の決するところによる。

3 人事に関する重要な事項は、出席者の3分の2以上の同意を要する。

(庶務)

第7条 教授会に関する庶務及び教授会議事要旨の作成は、研究協力課において行う。

2 教授会議事要旨は、次回の教授会において承認を受けなければならない。

(規程の改正)

第8条 この規程の改正は、教授会において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

附 則

この規程は、昭和43年6月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年5月17日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成14年5月16日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成16年10月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。